

個人住民税の特別徴収を  
実施していない

事業主の皆様へ

## 南会津管内 4 町村と 福島県南会津地方振興局 からのお知らせ

# 平成 28 年度から 対象となる事業主の皆様を個人住民税 の特別徴収義務者として指定します

◎ 福島県と県内市町村は、県内における個人住民税の特別徴収を推進するため、対象となる事業主の皆様を特別徴収義務者として、平成 27 年度または平成 28 年度に一齐に指定する取組を実施していくこととしました。

南会津地区は平成 28 年度から実施します。

(なお、平成 27 年度から特別徴収を希望する事業主の方は、各町村の担当課までお申し出ください。)

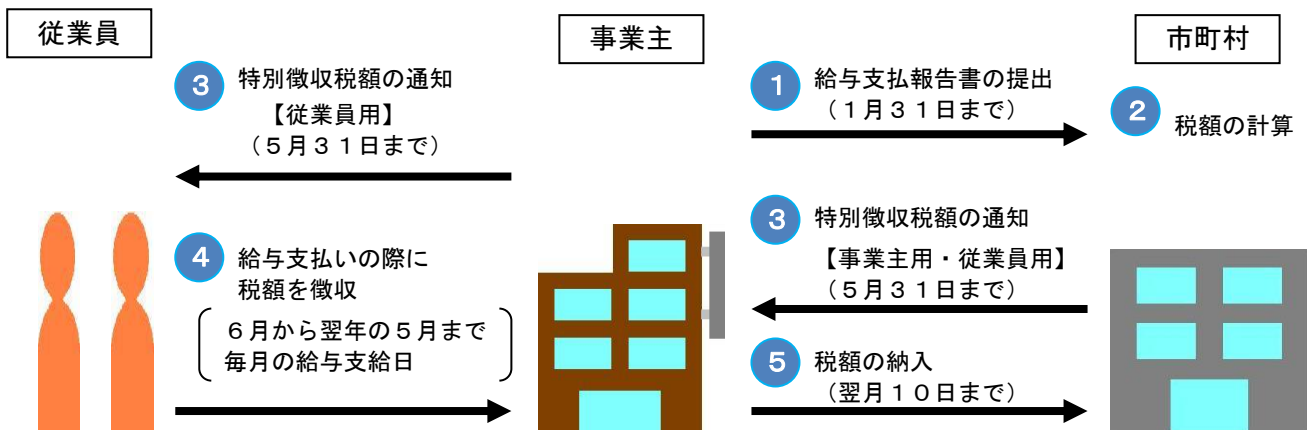
<特別徴収に関するホームページ>

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01250a/tokuchou-shitei.html>

「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない」ということはありませんか？

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）を徴収（差引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う給与支払者（事業主）は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収（毎月徴収）することが義務付けられています。

## 特別徴収による納税のしくみ



毎年 5 月に特別徴収義務者（事業主）あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、通知された税額を毎月の給与から徴収し、翌月の 10 日までに金融機関を通じて、従業員の住所地の市町村ごとに納入していただきます。

# 個人住民税の特別徴収



Q1

特別徴収は新しい制度ですか。  
なぜ、特別徴収をしないといけないのですか。

A

地方税法では、従来から所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、当年の4月1日現在給与の支払いを受けている場合には、事業主は特別徴収しなければならないことになっています。

Q2

今から特別徴収に切り替えると、手間がかかりませんか。  
特別徴収をすることで何かメリットはあるのですか。

A

個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書等に基づいて市町村で行い、事業主あてに従業員ごとの個人住民税額が通知されます。その税額を毎月の給与から徴収（差引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくこととなります。

特別徴収をすると、従業員の方が金融機関へ納税に出向く手間を省くことができ、納め忘れの心配もありません。

さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が緩和されます。

Q3

新たに特別徴収を行うには、どのような手続きをすればよいですか。

A

従業員等の住所地の市町村個人住民税担当課へお問合せのうえ、所定の手続きを行ってください。

なお、次のような従業員は特別徴収の対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 他から支給される給与から個人住民税が全額特別徴収されている。
- ② 退職者など、翌年の給与からの特別徴収が不可能である。
- ③ 給与の毎月支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
- ④ 給与が毎月支給されない。

◎ お問い合わせ先（給与支払報告書提出先の各町村にお問い合わせください。）

市町村名	担当課	電話番号
下郷町	税務課	0241-69-1155
檜枝岐村	総務課	0241-75-2500
只見町	町民生活課	0241-82-5110
南会津町	税務課	0241-62-6110
福島県南会津地方振興局県税部		0241-62-5212